

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について

令和 3 年 1 月 25 日

社会保障審議会福祉部会

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットINGの観点から、平成 18 年に高齢者関係の施設・事業について、平成 28 年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、平成 27 年 2 月 12 日の本福祉部会報告書で平成 29 年度までに結論を得ることとなっていたが、その後、平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」により令和2年度までに改めて結論を得ることとなっている。

今般、令和2年 12 月に公表された「新子育て安心プラン」により、待機児童の解消を目指し、令和6年度末までの4年間で保育の受け皿を更に整備するための取組みが行われていくことから、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットINGの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。

以上